

法政大学学生教育研究災害傷害保険(略称:学研災)について

法政大学後援会による大学への寄付金を基に始められたもので、学生の教育研究活動中の事故に備えて、学部生および大学院生を対象として上記保険に加入しています。この保険の対象となる傷害は、被保険者(学

生)が在籍する大学の教育研究活動中に生じた偶発的な事故によって、身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。ただし、「病気」についてはこの保険の対象となりません。

1. 保険の対象範囲および概要

- ①正課授業中の事故：講義・実験・演習・実技などの授業を受けている間、および指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間の傷害事故
- ②大学行事中の事故：入学式・大学祭・体育祭・学位授与式など学校行事中の傷害事故
- ③大学施設内の事故：授業間の休憩中、昼休み中など大学施設内にいる間の傷害事故
- ④課外活動中の事故：大学に登録されたクラブやサークルなど課外活動中の事故
- ⑤通学中・学校施設等相互間の移動中の事故

	正課授業中の事故 大学行事中の事故	大学施設内の事故 課外活動中の事故	通学中・学校施設等 相互間の移動中の事故
死亡	1,200万円	600万円	600万円
後遺傷害	傷害の程度により 72万円～1,800万円	傷害の程度により 36万円～900万円	傷害の程度により 36万円～900万円
医療	治療日数1日から対象、 治療日数により3,000円～30万円	治療日数14日以上が対象、 治療日数により3万円～30万円	治療日数4日以上が対象、 治療日数により6,000円～30万円
入院(日額)	4,000円	4,000円	4,000円

2. 取り扱い部局について

	法・文・経営・国際文化・人間環境・ キャリアデザイン・グローバル教養	経済・社会・ 現代福祉・スポーツ健康	情報科・ 理工・生命科	デザイン工
体育実技を除く 正課授業中の事故	各所属学部担当 (電話番号は裏表紙参照)	各学部事務課 (電話番号は裏表紙参照)	小金井 学生生活課 042-387-6010	デザイン工学部 担当 03-5228-3721
体育実技中および 体育会活動中の事故	保健体育センター 03-3264-9500			
大学施設内および課外活動中 の事故/通学・移動中の事故	市ヶ谷学生生活課 03-3264-9478	多摩学生生活課 042-783-2152		

3. 保険金が支払われない傷害および事故

故意、闘争行為、疾病、大学施設外および課外活動中で特に危険度の高い運動等(山岳登山、スカイダイビング等)の傷害は、保険金が支払われません。

地震など天災による傷害、放射線・放射能などによる傷害についても原則として保険金は支払われません。

4. 注意事項

- ①上記の事故に該当する場合は、事故発生日から1カ月以内に取扱部局(上記参照)へ申し出が必要です。
- ②詳細は、入学時に配付の「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照してください。
- ③未登録団体で、本保険の適用を受けようとする場合は、事前に所定の手続きをとってください。